

日時 10月10日(土)午後1時～4時
場所 ぴゅあ富士
申込・問合せ

県司法書士会総合相談センター
☎055(253)2376

新入学児童に黄色い帽子を贈る運動 バザーへの協力ください

都留市明るい社会づくり運動推進協議会では、次の日程によりバザーを実施します。バザーの収入で、主として新入学児童に黄色い帽子を贈っています。今年も市内400名の新入学児童に黄色い帽子を贈りました。

ご家族の衣類、日用品などバザーにご寄付いただける品物がありましたら出品くださいますようお願いいたします。

日時 10月25日(日)午後1時～

会場 文化会館 1階

問合せ 都留市明るい社会づくり運動推進協議会

会長 米山博光 ☎(43)1057

事務局 佐藤 ☎(43)2781

詩吟体験講座

日程 10月8日、22日、11月12日、26日

日の各木曜日

時間 午後2時～3時30分

場所 ぴゅあ富士 3階

内容 歌謡吟詠、漢詩吟詠、短歌吟詠などを行います。

受講料 無料

持ち物 筆記用具

問合せ ☎(43)2768 西浦

10月から12月は「市税等滞納整理強化月間」です

市では、既に市税などを納付した皆さんとの公平を保ち、滞納の解消を図るために、10月から12月までの期間を「市税等滞納整理強化月間」と定め電話催告・自宅訪問など積極的な収納対策を実施します。

税金は、市民の皆さんへの行政サービスに使われる大切な財源です。滞納がありますと財政運営に影響し、行政サービスの実施に支障をきたすことになりますので、正当な理由なく納税されてない方に対しては、財産調査を行い不動産・預金・給与・自動車・生命保険などの差押えを実施していきます。

また、納期内納付が困難な場合は、随時納税の相談に応じていますので、ご相談ください。

税金を滞納すると年14.6%の延滞金がかかります。納税相談をご利用ください。



滞納解消に向けた取り組み

市では滞納解消へ向け、次のような取り組みを行っています。

納税相談 市税を納期限までに納めることが困難な場合はご相談ください。

納税催告 納期限を過ぎても納付のない方に対し、文書催告などの送付、電話催告、自宅訪問を行います。

財産調査 滞納者の財産を官公署・金融機関・生命保険会社などに対して調査します。

給与調査 滞納者が給与所得者である場合、給与の差押えをするために、勤務先に対する調査を行います。

滞納処分 土地・建物など財産がある滞納者に対し、差押えを行います。差押え後も納付がない場合は、やむを得ず、差押えた財産の公売を行います。また、預貯金、給与、自動車、生命保険なども差押えの対象となります。

市では、昨年度より県滞納整理推進機構と共同で滞納整理の推進を図り、悪質な滞納者に対しては徹底した財産調査を行い、差押えなどの滞納処分の強化を行っています。

問合せ 税務課 収納対策室

ネッデンキ

環境にやさしい! 家計にやさしい!
そんな省エネ家電をお勧めします
エコポイント対象商品
は当店で!

電気工事・空調設備

心地よいすまいづくりのご提案

都留市中央2-5-22 ☎(43)2530

インドレストラン マハラジャ



ランチ 680円～
ディナー 1,000円～
営業時間
11:00～14:30
17:00～21:30



辛さの調整できます!!

上谷 6-10-9

TEL 56-7064